静岡市委託業務等業者選定委員会規程

平成15年４月１日

訓令第29号

企業局管理規程第４号

教育委員会訓令第３号

各局、危機管理総室及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

（設置）

第１条　静岡市が発注する特定調達契約及び委託業務等契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格の審査、指名競争入札参加者及び随意契約の見積参加者の選定並びに各種契約に係る随意契約の見積参加者の選定等を適正かつ合理的に行うため、静岡市委託業務等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）特定調達契約　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「政令」という。）第４条に定める特定調達契約をいう。

（２）委託業務等契約　静岡市が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定めた告示（平成15年静岡市告示第46号）に定める建築物環境衛生管理業務、警備業務、消防用設備等保守点検業務、電算業務、下水道処理施設維持管理業務、下水汚泥処理業務、電力供給業務及び物件（政令第２条第２号に定める物品等をいう。）の借入れに係る契約をいう。

（３）各種契約　静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）第28条第１号、第３号及び第６号に掲げる契約で、それぞれ当該各号に掲げる金額を超えるものをいう。ただし、次に掲げる契約は、除くものとする。

ア　静岡市建設業者等選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第28号／企業局管理規程第３号）第１条に規定する契約

イ　物品調達契約

ウ　建設工事委託契約

エ　事務の委託に係る契約で、受託者が国又は他の地方公共団体その他公共団体であるも

　の

オ　土地等の借上げに係る契約

カ　アからオまでに掲げるもののほか、市長が委員会の審議に付す必要がないと認めた契

　約

（審議事項）

第３条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

（１）競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関すること。

（２）指名競争入札参加者及び随意契約の見積参加者（以下「入札参加者等」という。）の選定に関すること。

（３）前２号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認めること。

２　前項の規定にかかわらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて実施する事業に係るもの及び災害その他の理由により市長が特に必要があると認めるものについては、委員会の審議の対象としない。

（組織）

第４条　委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長には財政局に関する事務を担任する副市長を、委員には財政局長、観光交流文化局長、環境局長、保健福祉長寿局長、経済局長、上下水道局長及び教育委員会事務局教育局長の職にある者並びに財政局次長の職にある者をもって充てる。

（職務）

第５条　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

２　委員長は、委員会の会議の議長となる。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、財政局長の職にある委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会の会議は、第４条に規定する委員会の構成員（以下「委員会の構成員」という。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　委員会の会議の議事は、出席した委員会の構成員の３分の２以上の賛成で、決定しなければならない。

４　委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を委員会の会議に出席させることができる。

５　委員会において入札参加者等を選定する対象となる契約（以下「委員会の審議対象契約」という。）は、委託業務等契約及び各種契約で別表第１に掲げるもの並びに特定調達契約とする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、委員会の審議対象契約以外の契約であっても、委員会の審議の対象とすることができる。

６　委員会の審議対象契約（前項ただし書の規定により委員会の審議の対象となるものを含む。以下同じ。）の所管課長は、自ら委員会に出席し、又は指定する職員を委員会に出席させて、業務概要等の説明を行うものとする。

７　会議は、公開しない。

（委員会審議の省略）

第７条　第３条第１項各号に規定する審議事項（同条第２項の規定により審議の対象としないものを除く。）のうち、軽易なものとして委員長があらかじめ指定するものについては、委員会の審議を省略し、次条第１項の部会の審議をもって代えることができる。

（部会）

第８条　委員会に、別表第２に掲げる部会を置く。

２　部会の審議事項は、次に掲げるものとする。

1. 委員会の審議対象契約以外の各種契約に係る事項で次に掲げるもの

　　 ア　競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関すること。

　　 イ　入札参加者等の選定に関すること。

（２）委員会の審議対象契約に係る入札参加者等の選定案に関すること。

（３）委員会に付議すべき事項のうち、事前審議の必要があると認められるもの

（４）前３号に掲げるもののほか、部会長が必要があると認める事項

３　前項の規定にかかわらず、災害その他の理由により市長が特に必要があると認める場合には、部会の審議の対象としないことができる。

（部会の組織）

第９条　各部会の部会長は、別表第２に掲げる部会ごとに、同表に定める職にある者をもって充てる。

２　各部会に所属すべき部会員は、別表第２に掲げる部会ごとに、同表に定める各部会庶務担当課長のほか、部会長が指定する職にある者をもって充てる。

３　各部会長は、前項の規定に基づき、毎年度当初に部会員を指定し、その結果を財政局財政部契約課長に報告するものとする。

（部会の会議）

第10条　部会の会議の運営方法については、第６条の規定を準用する。

２　部会長は、あらかじめその職務を代理する者を定めるものとする。

（庶務）

第11条　委員会に関する庶務は財政局財政部契約課、各部会の庶務は別表第２に掲げる部会ごとに、同表に定める課において処理する。

（雑則）

第12条　この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の日から助役が選任されるまでの間における第４条第２項及び第５条第３項の規定の適用については、第４条第２項中「財務部の事務を所管する助役」とあるのは「財務部長」と、「財務部長、生活環境部長」とあるのは「生活環境部長」と、第５条第３項中「財務部長の職にある」とあるのは「あらかじめ委員長が指名した」とする。

附　則（平成16年４月１日訓令第14号／企管規程第11号／教育訓令第２号）

（施行期日）

１　この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の際、現に改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき管理を委託している公の施設に係る契約については、平成15年９月２日から起算して３年を経過する日（その日前に改正後の地方自治法第244条の２第３項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

附　則（平成17年１月14日訓令第9号／企管規程第５号／教育訓令第６号）

　この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（訓令第32号／企管規程第22号／教育訓令第18号）

　この訓令は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成17年４月28日訓令第43号／企管規程第27号／教育訓令第23号）

　この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年４月１日訓令第14号／企管規程第12号／教育訓令第９号）

　この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年６月12日訓令第18号／企管規程第17号／教育訓令第11号）

　この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年12月20日訓令第22号／企管規程第21号／教育訓令第15号）

　この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年３月29日訓令第12号／企管規程第10号／教育訓令第７号）

　この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成19年５月２日訓令第24号／企管規程第22号／教育訓令第11号）

　この訓令は、公布の日から施行する。

　　　附　則（平成19年７月31日訓令第35号／企管規程第27号／教育訓令第16号）

　この訓令は、平成19年８月１日から施行する。

附　則（平成20年３月21日訓令第13号／企管規程第６号／教育訓令第３号）

この訓令は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年２月13日訓令第１号／企管規程第１号／教育訓令第１号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年３月27日訓令第３号／企管規程第６号／教育訓令第３号）

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月30日訓令第15号／上下管規程第７号／教育訓令第４号）

この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月31日訓令第12号／上下管規程第８号／教育訓令第６号）

この訓令は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日訓令第15号／上下管規程第８号／教育訓令第５号）

この訓令は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月28日訓令第８号／上下管規程第２号／教育訓令第２号）

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月31日訓令第２号／上下管規程第７号／教育訓令第１号）

この訓令は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月31日訓令第26号／上下管規程第14号／教育訓令第14号）

この訓令は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日訓令第16号／上下管規程第11号／教育訓令第７号）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月30日訓令第９号／上下管規程第10号／教育訓令第５号）

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月29日訓令第２号／上下管規程第４号／教育訓令第１号）

この訓令は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月31日訓令第８号／上下管規程第11号／教育訓令第２号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月31日訓令第30号／上下管規程第９号／教育訓令第５号）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月30日訓令第４号／上下管規程第９号／教育訓令第２号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年２月27日訓令第１号／上下管規程第４号／教育訓令第１号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月31日訓令第７号／上下管規程第11号／教育訓令第７号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分（いずれも特定調達契約を除く。） | １件当たりの積算金額 |
| 委託業務契約 | 政令第３条第１項の総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額（特定役務のうち建設工事及び建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約以外の調達契約に係るものに限る。）以上の金額 |
| 各種契約のうち毎年度継続的に実施する業務 | ２億円以上の金額 |
| 各種契約のうち新規に実施する業務 | １億円以上の金額 |

別表第２（第８条、第９条、第11条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部会名 | 所属する課等 | 部会長 | 部会庶務担当課 |
| 総務局部会 | 危機管理総室、総務局所属の各課及び東京事務所、会計室、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局並びに監査委員事務局 | 総務局次長 | 総務局総務課 |
| 企画局部会 | 企画局所属の各課 | 企画局次長 | 企画局企画課 |
| 財政局財政部会 | 財政局財政部所属の各課及び公営競技事務所 | 財政局次長 | 財政局財政部財政課 |
| 財政局税務部会 | 財政局税務部所属の各課及び清水市税事務所 | 財政局税務部長 | 財政局税務部税制課 |
| 市民局部会 | 市民局所属の各課及び井川支所 | 市民局次長 | 市民局市民自治推進課 |
| 葵区役所部会 | 葵区役所所属の各課及び井川支所、静岡市福祉事務所事務分掌規則（平成16年静岡市規則第12号）第３条第１号に規定する葵福祉事務所の各課並びに葵区選挙管理委員会事務局 | 葵区副区長 | 葵区役所地域総務課 |
| 駿河区役所部会 | 駿河区役所所属の各課及び長田支所、静岡市福祉事務所事務分掌規則第３条第２号に規定する駿河福祉事務所の各課並びに駿河区選挙管理委員会事務局 | 駿河区副区長 | 駿河区役所地域総務課 |
| 清水区役所部会 | 清水区役所所属の各課及び蒲原支所、静岡市福祉事務所事務分掌規則第３条第３号に規定する清水福祉事務所の各課及び蒲原出張所並びに清水区選挙管理委員会事務局 | 清水区副区長 | 清水区役所地域総務課 |
| 観光交流文化局部会 | 観光交流文化局所属の各課及び日本平動物園 | 観光交流文化局次長 | 観光交流文化局観光・МＩＣＥ推進課 |
| 環境局部会 | 環境局所属の各課及び環境保健研究所 | 環境局次長 | 環境局環境創造課 |
| 保健福祉長寿局健康福祉部会 | 保健福祉長寿局健康福祉部所属の各課、地域包括ケア・誰もが活躍推進本部及び地域リハビリテーション推進センター | 保健福祉長寿局次長 | 保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課 |
| 保健福祉長寿局保健衛生医療部会 | 保健福祉長寿局保健衛生医療部所属の各課、こころの健康センター、動物指導センター、静岡看護専門学校及び清水看護専門学校並びに保健所の各課及び保健所清水支所 | 保健福祉長寿局保健衛生医療部長 | 保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課 |
| 保健福祉長寿局清水病院部会 | 保健福祉長寿局清水病院事務局所属の各課 | 保健福祉長寿局清水病院事務局長 | 保健福祉長寿局清水病院事務局病院総務課 |
| 子ども未来局部会 | 子ども未来局所属の各課及び児童相談所 | 子ども未来局次長 | 子ども未来局子ども未来課 |
| 経済局商工部会 | 経済局商工部所属の各課及び中央卸売市場並びに経済局海洋文化都市推進部海洋文化都市政策課 | 経済局次長 | 経済局商工部産業政策課 |
| 経済局農林水産部会 | 経済局農林水産部所属の各課、経済事務所及び農業委員会事務局 | 経済局農林水産部長 | 経済局農林水産部農業政策課 |
| 都市局都市計画部会 | 都市局都市計画部所属の各課及び都市計画事務所 | 都市局次長 | 都市局都市計画部都市計画課 |
| 都市局建築部会 | 都市局建築部所属の各課 | 都市局建築部長 | 都市局建築部建築総務課 |
| 建設局土木部会 | 建設局土木部所属の各課及び土木事務所 | 建設局次長 | 建設局土木部建設政策課 |
| 建設局道路部会 | 建設局道路部所属の各課 | 建設局道路部長 | 建設局道路部道路計画課 |
| 消防局部会 | 消防局所属の各課及び各消防署 | 消防次長 | 消防局消防総務課 |
| 上下水道局経営管理部会 | 上下水道局経営管理部所属の各課 | 上下水道局次長 | 上下水道局経営管理部上下水道総務課 |
| 上下水道局水道部会 | 上下水道局水道部所属の各課及び水道事務所 | 上下水道局水道部長 | 上下水道局水道部水道管路課 |
| 上下水道局下水道部会 | 上下水道局下水道部所属の各課及び下水道事務所 | 上下水道局下水道部長 | 上下水道局下水道部下水道計画課 |
| 教育委員会部会 | 教育委員会事務局教育部所属の各課及び教育機関 | 教育委員会事務局教育局次長 | 教育委員会事務局教育局教育総務課 |
| 議会部会 | 議会事務局所属の各課 | 議会事務局次長 | 議会事務局議会総務課 |